

国際財務報告基準公開草案第3号「企業結合」に 関するコメント・レターの分析

An Analysis of Comment Letters Submitted to the IASB on the Business Combinations Exposure Drafts No.3

宗 田 健 一

SOTA Kenichi

- I. はじめに
- II. IASBによる企業結合プロジェクトの概要
- III. コメント・レターが基準設定へ与えた影響
- IV. おわりに

キーワード：企業結合，持分プーリング法，コメント・レター，基準設定，デュー・プロセス

I. はじめに

基準設定主体の行うコメント・レターの収集・分析は，基準設定過程，とりわけデュー・プロセスの重要な一部分となっている。コメント・レターの提出者は，各国の基準設定主体や学会にとどまらず，業界団体や企業アナリスト，監査法人や公認会計士，企業や個人など多岐にわたる。

本稿は，持分プーリング法を排除し，パーチェス法への一本化により企業結合の会計処理方法の収斂を図ろうと試みた国際財務報告基準公開草案第3号「企業結合」（以下，「IFRS, ED3」とする）に寄せられたコメント・レターの分析を通して，国際会計基準審議会（以下，「IASB」とする）において，国際財務報告基準第3号「企業結合」（以下，「IFRS, 3」）がどのように制定されたのか，また，会計基準の国際的収斂がどのように進んでいたのかを検証することを目的とする。具体的には，コメント・レターの内容と制定された基準との関係を比較検討することで，基準設定時にコメント・レターが与えた影響およびその内容について吟味したい¹⁾。

II. IASBによる企業結合プロジェクトの概要

国際会計基準委員会（以下，「IASB」）の公表した国際会計基準（以下，「IAS」）が世界的規模で受け入れられなかった理由は，① IASB が主要国の各国公認会計士協会の合意によって設立されたものであり，② IAS の適用等に強制力を持たない独立の民間組織であったことに加え，③ 特定の会計問題について公表された IAS が複数の代替的処理（標準処理と代替処理）を容認し，会計

¹⁾ すでに，宗田 [2006] では，IFRS, ED3に関する各国の基準設定主体のみのコメント・レターについて，会計基準の収斂という見地から分析を加えたが，本稿では，すべてのコメント提出者を分析の対象としている。

処理方法に選択の幅を持たせてきたことなどである (杉本 [2008], 14頁)。

IASC時代に公表された企業結合会計基準は、IAS22「企業結合」であった。この基準では、先に示したように、複数の会計処理が容認されていた。具体的には、パーチェス法と持分プーリング法である。そこで、IASC改組後のIASBは、企業結合会計の質を改善し、さらに企業結合会計の国際的な収斂を目指す目的により、企業結合プロジェクトを最初の検討議題の一つとして取り上げたのである²⁾。

企業結合プロジェクトは、二つのフェーズに分かれていた。IFRS, ED3は、企業結合プロジェクトの第一フェーズにおける一つの公開草案として公表されたものである。ここで提案された主たる内容は、①IFRS, ED3の適用範囲内のすべての企業結合にパーチェス法を適用し、持分プーリング法を排除することについて、②取得した無形資産の認識について、③取得した識別可能資産および引き受けた負債と偶発負債の公正価値当初測定について、④のれんや無形資産を非償却とし、減損テストを実施することについてなどである (IASB [2002a])。

第二フェーズは、企業結合会計に関する国際基準と各国基準との間で残された相違をなくすことであった。具体的には、①パーチェス法の適用について (FASBとの共同プロジェクトとして取り扱われる)、②ジョイント・ベンチャーの創設や共通支配下どうしの企業結合会計処理について、③フレッシュ・スタート法の会計処理の適用可能性についてなどが検討対象項目として挙げられていた (IASB [2002a])。IASBにおける企業結合会計基準の主要な設定経緯をまとめると、図表1のとおりである。

図表1 IASBにおける企業結合会計基準の主要な設定経緯

2001年4月1日	IASCの改組によりIASB発足、IAS22は企業結合会計基準として継続適用
2001年7月	IASBのアジェンダに企業結合プロジェクトが加えられる
2002年12月5日	IFRS, ED3の公表
2004年3月31日	IFRS, 3の公表
2005年6月25日	IFRS, 3の改定公開草案公表
2008年1月10日	改訂IFRS, 3の公表

²⁾ 企業結合プロジェクトは、後にFASBとの共同プロジェクトとして継続することとなり、FASBとIASBが共同プロジェクトを経て初めて共同公開草案を公表した一例となる。したがって、今日の米国財務会計基準審議会 (以下、「FASB」とする) とIASBの関係を考える上でも重要な基準開発といえる。なお、IASBが企業結合を検討する時点で、FASBは、SFAS141号を制定している。

IASBは、IFRS, ED3の公表およびコメント・レターの分析を行った後、IFRS, 3を公表している。周知の通り、制定された基準では、持分プーリング法が排除されパーチェス法に会計処理が一本化されている。その理由として、IASBは次のように述べている。

「IAS第22号は、持分プーリング法の使用を持分の結合に分類された企業結合取引に限定していたものの、アナリストやその他の財務諸表利用者は、実質的に同様の取引に二つの会計処理方法を認めることは財務諸表の比較可能性を損ねていると指摘した。また、実質的に同様の取引について複数の会計処理を容認することは、特にこれら二つの会計処理方法が全く異なる結果を生むことから、会計上望んだ結果を得るために取引を仕組むような動機を創出するとの議論もあった。」(IASB [2004], par. IN2)

「IAS第22号に従って持分プーリング法を用いて会計処理すべき企業結合はごく少数であると理解されていることから、これらの要因は、オーストラリア、カナダ及び米国において持分プーリング法が禁止されたことと相まって、すでに持分プーリング法を禁止しているオーストラリアや北米の会計基準に統合させることが、国際基準にとって有利であるか否かという点について、国際会計基準審議会の検討を促した。」(IASB [2004], par. IN3)

前者は、持分プーリング法をパーチェス法の代替的処理と見なして、持分プーリング法を排除することにより恣意的な会計処理の適用可能性を排除することが可能となり、比較可能性が担保される点について言及している。ここから、アナリストや財務諸表利用者の視点を重視していることがうかがえる。後者は、持分プーリング法の適用される取引が少数であるという現状と各国の基準設定状況を踏まえた上で、当該処理の排除が国際的なコンバージェンスを達成できる点について言及している。ここでは、実務的な視点と各国の基準設定主体との協調が意識されている³⁾。言及された国々が、G4+1を構成していた国であることから、その影響も考えられる。

Ⅲ. コメント・レターが基準設定へ与えた影響

(1) 分析の対象

IFRS, ED3に関して提出されたコメント・レター総数は133通であった(2004年4月4日まで)。このうち、本稿で分析の対象としたのは、IASBのWebサイトで入手が可能であった126のコメントである⁴⁾。

³⁾ 各国の基準設定主体のコメントのうち、持分プーリング法の排除に反対する見解を示したのは、日本およびマレーシアであった。ドイツ、オーストラリア、カナダ、中国、スウェーデン、韓国、ノルウェー、イタリアは、排除に賛成もしくは限定条件付き賛成を表明していた。なお、ロシアは国内で意見が分かれる旨のコメントを提出していた(宗田 [2006], 100-105頁)。

⁴⁾ IASB [2003]によると、欠番等を除いて126通のコメント・レターが確認できた。IASBに問い合わせたところ、欠番はIASBの意思により掲載されていないという返答であった。以下「CL～」で示すコメントはIASB [2003]からの引用である。

IFRS, ED3では、企業結合の会計処理方法に関して次の質問が提示されていた。本稿は、この質問に対するコメント・レターを制定された会計基準、すなわち、IFRS, 3との関係で分析している。

「本公開草案は、持分プーリング法の使用を排除して基準の対象となるすべての企業結合にパーチェス法を適用して会計処理することを提案している（第13から第15項、および結論の根拠のBC18からBC35項を参照）。

この提案は適切か。適切でなければその理由は何か。持分プーリング法を特定の種類の取引に対して適用することが妥当と考えるのであれば、そのような取引と他の企業結合とを区分するために、どのような判断基準を用いるべきか。また、その理由は何か」（IASB [2002], 質問2）。

(2) コメント・レターにおけるコメントの分類

上記の質問に対するコメントはその内容により、大きく分類して4種類に分けることができる。第1は、提案通り持分プーリング法の排除に賛成するものである（以下、「賛成派」）。第2は、提案に反対して持分プーリング法を認めるものである（以下、「反対派」）。第3は、IASBの質問に直接的に回答せず、別の要求を行っているものである（以下、「要求派」）。第4は、直接的な回答を行っていない（もしくは保留している）ものである（以下、「無回答派」）。質問に対して何らかのコメントをしている場合、単に提案への賛否を述べるだけでなく、一定の条件や意見を提示しているものが多い。そこで、それらの内容も合わせてコメントを詳細にみていくことにしよう。

① 賛成派のコメント

まず、賛成派のコメントについて分析していくこととする。賛成派に分類されるコメント数は75にのぼり、全コメントの約6割を占めている。これらのコメントの内容を精読すると、さらに提案への賛成理由が多岐にわたっていることから、具体的な賛成派の理由について分析を加えていく。さまざまな理由によりIFRS, ED3の提案に賛成しているが、大別すると次の4つに分類できる。

まず、一つめは、持分プーリング法の排除に賛成しつつも、フレッシュ・スタート法の検討を希望するものである（24件）。二つめが、パーチェス法を適用した際の問題点の改善や取得企業の識別方法を検討すべきとするコメントである（11件）。三つ目は、排除に賛成しつつも、一定の条件で持分プーリング法を認めるというコメントである（10件）。四つ目が実務上の観点から排除に賛成するものである（2件）。また、“agree” “support” “yes”などとコメントし賛成する内容のコメントが28件あった。

賛成派の提示した理由をまとめると、図表2のとおりである。

図表2 賛成派の理由・条件・要望

区 分	理 由 ・ 条 件 ・ 要 望
フレッシュ・スタート法言及型	フレッシュ・スタート法に反対
	パーチェス法の代替案としてフレッシュ・スタート法は認められない
	フレッシュ・スタート法の検討を希望
	フレッシュ・スタート法を認めるべき
	ジョイント・ベンチャーのような場合
	新しい企業実体として合併する場合
	取得企業の識別が困難な場合
パーチェス法言及型	取得企業の識別方法を検討すべき
	パーチェス法の欠点を改善すべき
	取得企業が識別できない場合、パーチェス法を用いるべきではない
持分プーリング法言及型	結論はフェーズⅡを待つべき
	真の吸収合併を検討すべき
	新しい会計実体を生み出す場合に持分プーリング法が望ましい
	特殊な事例で持分プーリング法を認めるべき
	保険業界における相互・共済組合の場合
	共通支配下での適用の場合
条件付で持分プーリング法も認めるべき	
コンバージェンス・実務言及型	概念ベースより実務ベースで排除を支持
	アメリカとのコンバージェンス上妥当

賛成派が示したように、第二フェーズで予定されていたフレッシュ・スタート法の検討を望むコメントや持分プーリング法を排除すべきか否かの結論を先送りするべきであるというコメントが大勢である。また、パーチェス法への一本化に賛成しつつも、条件付きで持分プーリング法の適用を容認するコメントも見られる。興味深いのは、実務上の会計処理やコンバージェンスを意識したコメントである（提出者は、CL 63 KPMG International）。最終的にIASBがIFRS,3を公表した際の理由の一つとして国際的な会計基準へのコンバージェンスが挙げられていた（IASB [2004, par. IN6]）ことから、IASBがコンバージェンスをデュー・プロセスで重視したことが想定できる。

② 反対派のコメント

IASBの提案に反対し、持分プーリング法の継続適用を認めるべきというコメントを行ったのは、全コメントの約2割である。その理由は多岐にわたっており、これらのコメントを大別すると次の4つに分類できる。

まず、一つめは、フレッシュ・スタート法の検討を希望するものである（10件）。二つめが、パーチェス法を適用した際の問題点の改善や取得企業の識別方法を検討すべきとするコメントである（3件）。三つ目は、一定の条件で持分プーリング法を認めるというコメントである（11件）。反対派の提示した理由をまとめると、図表3とおおりである。

図表3 反対派の理由・条件・要望

区 分	理 由 ・ 条 件 ・ 要 望
フレッシュ・スタート法言及型	フレッシュ・スタート法が代替可能となるまで反対
	第二フェーズでフレッシュ・スタート法が検討されるまで反対
	パーチェス法の一本化とフレッシュ・スタート法の導入に反対
パーチェス法言及型	取得企業が識別できない場合に持分プーリング法の適用を求める
	パーチェス法は恣意的な取得企業の選択が可能だから反対
	パーチェス法の本質化とフレッシュ・スタート法の導入に反対
持分プーリング法言及型	原則としてパーチェス法が望ましいが、例外的な取引に持分プーリング法を認めるべき
	持分プーリング法は時間的に一貫性があり認めるべき
	パーチェス法と持分プーリング法に理論的優劣はない
	真の持分の結合に関して解決するまで反対
	真の合併に持分プーリング法を認めるべき
	持分プーリング法規準の精緻化を求める
	国内で持分プーリング法の適用可能な事例がある

反対派が示したコメントの多くは、フレッシュ・スタート法やパーチェス法に言及したものであり、持分プーリング法を間接的に支持する内容となっている。たとえば、パーチェス法の欠点を指摘したり、フレッシュ・スタート法に関する議論が解決するまで持分プーリング法を認めたりするという内容である。

これに比べて、直接的に持分プーリング法を支持する内容は限られていた。たとえば、「CL 1 Covewood Research, LLC (USA)」は、持分プーリング法は時間的に一貫性があり、適切に取引が反映されることから問題ないとし、会計専門家は全体として持分プーリング法にヒステリックであると述べている。「CL 46 Nippon Keidanren (Japan Business Federation) (Japan)」は、パーチェス法と持分プーリング法の間には理論的な優劣はなく、真の合併に持分プーリング法を適用することは適切であると述べている。同時に、取得企業の識別乱用が考えられるからという理由でパーチェス法への一本化に反対しており、フレッシュ・スタート法も架空の取引を想定しているので乱用の可能性があるとして反対している。「CL 73 Confederation of British Industry (CBI) (UK)」は、提案について“regrettable”と述べて、イギリスにおける真実の吸収合併が存在することや持分プーリング法が乱用される可能性により排除されることに遺憾としている。

③ 要求派のコメント

要求派に分類したコメントは、持分プーリング法の排除に関して直接的に回答せず（もしくは保留している）、一定の要求を行っているものである。全コメントの約2割を占めたそれらのコメントは、図表4のとおりである。

図表4 要求派の主張など

区 分	主 張 な ど
フレッシュ・スタート法言及型	真の合併にはフレッシュ・スタート法が望ましい
	フレッシュ・スタート法の検討を希望する
	第二フェーズでフレッシュ・スタート法の結論が出るまで保留する
パーチェス法言及型	真の結合にパーチェス法の適用は不適切である
持分プーリング法言及型	持分プーリング法の廃止の同意を得るために、のれんの影響を最小限に抑える方法を考えるべきである
コンバージェンス・実務言及型	米国財務会計基準書第141号とのコンバージェンスを歓迎する

IV. おわりに

以上のコメント分析から明らかなおおりに、多くのコメントはパーチェス法への一本化および持分プーリング法の排除に賛成、同意していたといえる。しかし、コメント内容をよく分析していくと、①フレッシュ・スタート法に関する言及が相当数見られたこと、②パーチェス法の欠点について指摘した内容が相当数に上ったこと、③持分の結合や真の合併など、持分プーリング法の適用可能性に関する要望が多かったことが指摘できる。

設定された基準との関係、また、基準設定の経緯からすれば、①の言及、つまりフレッシュ・スタート法に関する継続的な審議や、③の言及、つまり持分プーリング法の適用可能性に関する審議は十分であったとはいえないであろう。それに対して、②の言及、つまりパーチェス法の欠点なし取得企業の識別に関する継続的な審議は十分になされたといえる。なぜなら、第二フェーズでは、パーチェス法に一本化された後の諸問題について検討されていたからである。

デュー・プロセスでは数多くのプロセスが複雑に関係していることから、コメント・レターの分析のみで基準設定に与えた影響をすべて推し量ることは不可能である。しかしながら、第二フェーズで予定されていた内容を一部省略したり、コンバージェンスを重視した基準設定を行ったりしている点から、IFRS, ED3 に対するコメント・レターは一定の役割を果たしたものの、その影響は、限定的であったと考えられる。会計基準のコンバージェンスを目標とする限り、デュー・プロセスにおけるコメント・レターの収集は形式化する可能性がある。この傾向は、グローバルに認められた高品質な会計基準が制定されるまで続くであろう。

本稿で考察できなかった他の質問項目との関係やIASB が同時期に行った他の基準設定プロセスの分析については、今後の研究課題としたい。

参考文献・引用文献

- Divya Anantharaman [2007] : The Evolution of SFAS 141 and 142 : A Comment Letter Analysis, Columbia University (Working Paper Series) ,19 Mar. , 2007, <http://ssrn.com/abstract=989974>.
- IASC [1998] : Business Combinations (revised 1998), IAS22 (日本公認会計士協会国際委員会訳 [2001] : 『国際会計基準書』同文館出版).
- IASB [2002a] : Press Release, "IASB Publishes Proposals on Accounting for Business Combinations" (財務会計基準機構訳 [2002] : 「IASB プレスリリース国際会計基準審議会 (IASB), 企業結合会計に関する

提案を公表], http://www.asb.or.jp/html/iasb/ed/ias3/ed_prsbc_j.pdf).

IASB [2002b] : Business Combinations, International Financial Reporting Standards, Exposure Draft No.3.

IASB [2003] : ED 3 Business Combinations, IASB Projects - Comment Letters (25 Nov. 2003), http://www.iasb.org/current/comment_letters.asp?showPageContent=no&xml=16_28_79_25112003.htm.

IASB[2004a] : International Financial Reporting Standard No.3, Business Combinations (IFRS, 3), IASB, March 31 2004 (財務会計基準機構訳 [2008] : 『国際会計基準審議会 国際財務報告基準 (IFRSs ®) 2007, レクシス・ネクシスジャパン).

IASB [2004b] : IASB and IASC Foundation News, "IASB Issues Standards on Business Combinations, Goodwill and Intangible Assets," 31 March, 2004, http://www.iasb.org/news/index.asp?showPageContent=no&xml=10_117_25_31032004_31032005.htm (財務会計基準機構訳 [2004] : 「国際会計基準審議会 (IASB), 企業結合, のれん及び無形資産の基準を公表」, 2004年3月31日, http://www.asb.or.jp/j_iasb/technical_topics_reports/ias040331/IFRS3_prs_j.pdf).

IASB [2005a] : IASB and IASC Foundation News, "IASB and FASB publish first joint proposals to improve the accounting and reporting of business combinations," 30 Jun 2005, http://www.iasb.org/news/index.asp?showPageContent=no&xml=10_75_25_30062005_29062006.htm.

IASB [2005b] : Exposure Drafts, Proposed Amendment to IFRS 3 - Business Combinations, 30 June 2005.

大石桂一 [2000] : 『アメリカ会計規制論』白桃書房。

川本淳 [2008] : 「『企業結合会計の見直しに関する論点の整理』に対する一考察」『企業会計』, 第60巻第5号, 18-24頁。

斎藤静樹 [2001] 「企業結合会計の論点」『企業会計』第53巻第1号, 18-23頁。

斎藤静樹編著 [2002] 『会計基準の基礎概念』中央経済社。

斎藤静樹 [2002] 「企業結合会計基準の基本的な考え方」, 斎藤静樹編著 [2004], 1-16頁。

斎藤静樹編著 [2004] 『逐条解説 企業結合会計基準』中央経済社。

齋藤雅子 [2007] : 「企業結合会計に関わる収斂と対立」, 平松 [2007], 159-172頁。

杉本徳栄 [2008] : 『国際会計』同文館出版。

宗田健一 [2006] : 「会計基準の収斂に関する利害関係者の諸反応」『会計』, 第169巻第1号 (1月号), 94-109頁。

宗田健一 [2007a,b] : 「会計基準の設定・改正・撤廃と企業結合会計(1), (2)」『企業会計』, 第59巻第5号, 第6号, 108-109頁, 92-93頁。

宗田健一 [2007c] : 「企業結合会計基準の収斂過程における G4+1 の果たした役割」『会計』, 第172巻第6号 (12月号), 82-92頁。

武田安弘 [2003] : 「IFRS 公開草案第3号「企業結合」とわが国の対応」『経営学研究』, 第12巻, 第4号, 1-25頁。

宗田：国際財務報告基準公開草案第3号「企業結合」に関するコメント・レターの分析

平松一夫編著 [2007]：『国際財務報告論 一会計基準の収斂と新たな展開』中央経済社。

藤井秀樹 [2007]：『制度変化の会計学 一会計基準のコンバージェンスを見すえて』中央経済社。

(2008年10月1日 受理)